

■東急バス一般乗合旅客自動車運送事業運送約款「新旧対照表」

新	旧
第1章 総則（略） 第2章 旅客運送 第1節 運送の引受け （運送の引受け及び継続の拒絶） 第4条（略） （8）旅客が第46条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき （運送の制限等） 第5条（略） 2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に表示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。 第2節 乗車券類の発売と効力 （乗車券類の発売） 第7条（略） 4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に表示します。 5 当社は、地方運輸局長に届け出ることにより、指定した区間の乗車券類の発売における支払方法を指定することがあります。 6 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等及び主たる停留所に表示します。 （団体乗車券の発売） 第10条（略） 2 当社は、前項において定める人数及び指定する区間を関係の営業所等に表示します。 （乗車券類の通用期間） 第13条（略） 2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第37条の規定による場合を除いて、通用期間を制限しま	第1章 総則（略） 第2章 旅客運送 第1節 運送の引受け （運送の引受け及び継続の拒絶） 第4条（略） （8）旅客が第45条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき （運送の制限等） 第5条（略） 2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に揭示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。 第2節 乗車券類の発売と効力 （乗車券類の発売） 第7条（略） 4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に揭示します。 （新設） （新設） （団体乗車券の発売） 第10条（略） 2 当社は、前項において定める人数及び指定する区間を関係の営業所等に揭示します。 （乗車券類の通用期間） 第13条（略） 2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第36条の規定による場合を除いて、通用期間を制限しま

せん。

（身分証明書等の所持）

第15条 第8条、第9条又は第25条の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことはできません。

（乗車券類の無効）

第18条（略）

（5）身分又は資格を偽って発行された第25条に規定する運賃割引証で購入した乗車券

2（略）

（3）第25条に規定する運賃割引証と引換えに発売された乗車券を運賃割引証の記名人以外の者が使用したとき

（乗車券類の引渡し及び回収）

第19条（略）

（3）当該乗車券類が無効又は不要となったとき。ただし、第37条第2項の規定により無効となった場合においては、同条第1項に規定する払い戻しまたは引換えが行われたとき

（特殊な乗車券類の発売）

第20条 当社は、地方運輸局長へ届け出たところにより、特殊定期乗車券、特殊回数乗車券その他の乗車券類を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に表示し、又は当該乗車券類に記載します。

（乗車券類を所持しない場合の支払方法の指定）

第22条 所定の乗車券類を所持せず乗車した旅客が、第6条第1項ただし書の規定により所定の運賃及び料金を支払うときは、あらかじめ当社が指定する区間においては、当社が地方運輸局長に届け出るにより、その支払方法を指定することがあります。

2 前項の区間及び支払方法を指定したときは、その旨を関係の営業所等及び主たる停留所に表示します。

せん。

（身分証明書等の所持）

第15条 第8条、第9条又は第24条の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことはできません。

（乗車券類の無効）

第18条（略）

（5）身分又は資格を偽って発行された第24条に規定する運賃割引証で購入した乗車券

2（略）

（3）第24条に規定する運賃割引証と引換えに発売された乗車券を運賃割引証の記名人以外の者が使用したとき

（乗車券類の引渡し及び回収）

第19条（略）

（3）当該乗車券類が無効又は不要となったとき。ただし、第36条第2項の規定により無効となった場合においては、同条第1項に規定する払い戻しまたは引換えが行われたとき

（特殊な乗車券類の発売）

第20条 当社は、地方運輸局長へ届け出たところにより、特殊定期乗車券、特殊回数乗車券その他の乗車券類を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に揭示し、又は当該乗車券類に記載します。

（新設）

第3節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第23条 (略)

(削除)

(小児の無賃運送)

第24条 (略)

(運賃の割引)

第25条 (略)

第26条 (略)

第4節 旅客の特殊取扱い

(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

第27条 (略)

(4) 座席券にあっては、指定した自動車の発車時刻の2時間前(当社がこれ以降の期限を定めて関係の営業所等に表示した場合は当該期限)までに払戻し請求があった場合に限りその料金額

(割増運賃等)

第28条 (略)

(乗越し)

第29条 (略)

(乗車券類の紛失)

第30条

(誤乗)

第31条 (略)

(誤購入)

第32条 (略)

(誤払い)

第3節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第22条 (略)

2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所等に掲示します。

(小児の無賃運送)

第23条 (略)

(運賃の割引)

第24条 (略)

第25条 (略)

第4節 旅客の特殊取扱い

(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

第26条 (略)

(4) 座席券にあっては、指定した自動車の発車時刻の2時間前(当社がこれ以降の期限を定めて関係の営業所等に掲示した場合は当該期限)までに払戻し請求があった場合に限りその料金額

(割増運賃等)

第27条 (略)

(乗越し)

第28条 (略)

(乗車券類の紛失)

第29条

(誤乗)

第30条 (略)

(誤購入)

第31条 (略)

(誤払い)

第33条（略）

（定期乗車券等の種類又は区間の変更）

第34条（略）

（定期乗車券等の書換え）

第35条（略）

（定期乗車券等の再発行）

第36条（略）

（乗車券類の様式変更等の場合の取扱い）

第37条 当社は、乗車券類の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による表示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

2 当社は、乗車券類を無効とする日の少なくとも1月前に、次の各号に掲げる事項を営業所等及び当該乗車券類に係る運行系統を運行する自動車内に表示します。

（1）乗車券類を無効とする日

（2）表示の日から無効とする日の少なくとも2月後の日までの期間内に限り前項に規定する取扱いをする旨

（運賃及び料金の変更の場合の取扱い）

第38条（略）

（再購入後の払戻し）

第39条 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について第37条の規定の例により払戻しをします。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

（運行中止の場合の取扱い）

第40条（略）

第41条（略）

第32条（略）

（定期乗車券等の種類又は区間の変更）

第33条（略）

（定期乗車券等の書換え）

第34条（略）

（定期乗車券等の再発行）

第35条（略）

（乗車券類の様式変更等の場合の取扱い）

第36条 当社は、乗車券類の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による掲示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

2 当社は、乗車券類を無効とする日の少なくとも1月前に、次の各号に掲げる事項を営業所等及び当該乗車券類に係る運行系統を運行する自動車内に掲示します。

（1）乗車券類を無効とする日

（2）掲示の日から無効とする日の少なくとも2月後の日までの期間内に限り前項に規定する取扱いをする旨

（運賃及び料金の変更の場合の取扱い）

第37条（略）

（再購入後の払戻し）

第38条 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について第36条の規定の例により払戻しをします。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

（運行中止の場合の取扱い）

第39条（略）

第40条（略）

(運賃の払戻し場所等) 第42条 当社は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の引換え、取換え、書換え若しくは再発行を次に掲げる場所において行います。ただし、関係の営業所等に表示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。 (端数の処理) 第43条 (略) 第5節 手回品 (無料手回品) 第44条 (略) (有料手回品) 第45条 (略) (手回品の持込み制限) 第46条 (略) (有料手回品切符) 第47条 有料手回品切符については、第16条、第17条、第27条から第33条まで、第37条、第38条及び第40条から第43条までの規定を準用します。この場合において、第27条から第29条まで、第37条、第38条及び第40条から第42条までの規定の準用については、普通乗車券の例により取り扱います。 (荷物運送の引受け) 第48条 当社は、旅客（第8条又は第9条に規定する乗車券を所持する旅客を除く。）の手荷物について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、運送を引き受けます。 (1) (略) (2) 第45条に規定された制限を超える物品であるとき (3) 第46条第1項の物品であるとき (4) 第46条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶すべき物品に相当する物品であるとき (5) (略)	(運賃の払戻し場所等) 第41条 当社は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の引換え、取換え、書換え若しくは再発行を次に掲げる場所において行います。ただし、関係の営業所等に揭示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。 (端数の処理) 第42条 (略) 第5節 手回品 (無料手回品) 第43条 (略) (有料手回品) 第44条 (略) (手回品の持込み制限) 第45条 (略) (有料手回品切符) 第46条 有料手回品切符については、第16条、第17条、第26条から第32条まで、第36条、第37条及び第39条から第42条までの規定を準用します。この場合において、第26条から第28条まで、第36条、第37条及び第39条から第41条までの規定の準用については、普通乗車券の例により取り扱います。 (荷物運送の引受け) 第47条 当社は、旅客（第8条又は第9条に規定する乗車券を所持する旅客を除く。）の手荷物について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、運送を引き受けます。 (1) (略) (2) 第44条に規定された制限を超える物品であるとき (3) 第45条第1項の物品であるとき (4) 第45条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶すべき物品に相当する物品であるとき (5) (略)
---	---

(6) (略) 2 (略) 第49条 当社は、荷物の運送を営業所及び当社の指定する場所で引き受けます。 2 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に表示します。ただし、小荷物に係る指定については、この限りではありません。 (運送の制限等) 第50条 (略) 2 当社は、前項の規定による制限をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所等に表示します。 (荷物運賃) 第51条 (略) (削除) (荷物切符) 第52条 (略) (荷物の引渡し) 第53条 (略) (引渡不能の荷物に対する処分等) 第54条 (略) 第4章 責任 (旅客に関する責任) 第55条 (略) 第56条 (略) (手回品等に関する責任) 第57条 (略) (荷物に関する責任)	(6) (略) 2 (略) 第48条 当社は、荷物の運送を営業所及び当社の指定する場所で引き受けます。 2 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に揭示します。ただし、小荷物に係る指定については、この限りではありません。 (運送の制限等) 第49条 (略) 2 当社は、前項の規定による制限をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所等に揭示します。 (荷物運賃) 第50条 (略) 2 前項の運賃は、関係の営業所等に揭示します。 (荷物切符) 第51条 (略) (荷物の引渡し) 第52条 (略) (引渡不能の荷物に対する処分等) 第53条 (略) 第4章 責任 (旅客に関する責任) 第54条 (略) 第55条 (略) (手回品等に関する責任) 第56条 (略) (荷物に関する責任)
--	---

第58条 当社は、第48条第1項又は第2項の規定により運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。 （異常気象時等における措置に関する責任） 第59条（略） （旅客及び荷主の責任） 第60条（略） 第5章 連絡運輸・共通乗車 第1節 連絡運輸 （連絡乗車券等） 第61条（略） 4 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の区間についても連絡運輸に係る他の運送事業者の約款を優先的に適用することがあります。この場合には、当社は、その旨を関係の営業所等に表示します。 第62条（略） （削除） 第64条（略） 2 前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、第34条の場合を除き、当社の乗車券類とみなします。	第57条 当社は、第47条第1項又は第2項の規定により運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。 （異常気象時等における措置に関する責任） 第58条（略） （旅客及び荷主の責任） 第59条（略） 第5章 連絡運輸・共通乗車 第1節 連絡運輸 （連絡乗車券等） 第60条（略） 4 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の区間についても連絡運輸に係る他の運送事業者の約款を優先的に適用することがあります。この場合には、当社は、その旨を関係の営業所等に揭示します。 第61条（略） （運賃及び料金） 第62条 当社は、連絡運輸に係る運賃及び料金のうち主なものを関係の営業所等に揭示します。 第64条（略） 2 前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、第33条の場合を除き、当社の乗車券類とみなします。
附 則 （実施期日） 1 この運送約款は、令和6年12月1日から実施します。	附 則 （実施期日） 1 この運送約款は、令和3年10月1日から実施します。

東急バス一般乗合旅客自動車運送事業運送約款の範囲内で当社が定める各種手数料

令和 6 年 12 月 1 日現在

運送約款	手数料
第27条 旅客都合による運賃及び料金の払戻し	
普通乗車券・団体乗車券	100円
回数乗車券	210円
定期乗車券	520円
座席券	11日目まで 100円
	10～8日目まで 料金の20%に相当する額
	7～1日目まで 料金の30%に相当する額
	2時間前まで 料金の50%に相当する額
	2時間前以降 料金の100%に相当する額
第34条 定期乗車券等の種類又は区間の変更	520円
第35条 定期乗車券等の書換え	520円
第36条 定期乗車券の再発行	520円
第39条 再購入後の払戻し	520円

東急バス一般乗合旅客自動車運送事業運送約款の範囲内で当社が定める各種手数料

令和 3 年 10 月 1 日現在

運送約款	手数料
第26条 旅客都合による運賃及び料金の払戻し	
普通乗車券・団体乗車券	100円
回数乗車券	210円
定期乗車券	520円
座席券	11日目まで 100円
	10～8日目まで 料金の20%に相当する額
	7～1日目まで 料金の30%に相当する額
	2時間前まで 料金の50%に相当する額
	2時間前以降 料金の100%に相当する額
第33条 定期乗車券等の種類又は区間の変更	520円
第34条 定期乗車券等の書換え	520円
第35条 定期乗車券の再発行	520円
第38条 再購入後の払戻し	520円